

令和4年第5回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和4年9月1日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第32号 片品村庁舎建設基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第33号 片品村企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第34号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第35号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第37号 片品村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 認定第 1号 令和3年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 3号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 4号 令和3年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 5号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 6号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第21 報告第 5号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第22 報告第 6号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

- 日程第 2 3 同意第 2 号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 4 議案第 4 0 号 令和 4 年度片品村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 5 議案第 4 1 号 令和 4 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 2 6 議案第 4 2 号 令和 4 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 2 7 議案第 4 3 号 令和 4 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 日程第 2 8 議案第 4 4 号 令和 4 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 2 9 議案第 4 5 号 令和 4 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 3 2 号 片品村庁舎建設基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 3 号 片品村企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 4 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 9 議案第 3 5 号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 3 6 号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 3 7 号 片品村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 3 8 号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 1 3 議案第 3 9 号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 1 4 認定第 1 号 令和 3 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 2 号 令和 3 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 1 6 認定第 3 号 令和 3 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

			について
日程第17	認定第4号	令和3年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第18	認定第5号	令和3年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第19	認定第6号	令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第20	承認第3号	専決処分承認を求めることについて	
日程第21	報告第5号	財政の健全化判断比率等について	
日程第22	報告第6号	片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について	
日程第23	同意第2号	片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について	
日程第24	議案第40号	令和4年度片品村一般会計補正予算（第4号）について	
日程第25	議案第41号	令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
日程第26	議案第42号	令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
日程第27	議案第43号	令和4年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
日程第28	議案第44号	令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について	
日程第29	議案第45号	令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 4 年 9 月 1 日			
出席議員 11 名		欠席議員 1 名	欠員 名
第 1 番	萩原和典		(出席)
第 2 番	狩野孝夫		(出席)
第 3 番	鹿野一郎		(出席)
第 4 番	千明道太		(出席)
第 5 番	北澤佳子		(出席)
第 6 番	星野吉弥		(出席)
第 7 番	千明勉		(欠席)
第 8 番	後藤眞平		(出席)
第 9 番	萩原正信		(出席)
第 10 番	高山悦夫		(出席)
第 11 番	星野栄二		(出席)
第 12 番	飯塚美明		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	倉	田	秀	和		
住	民	課	長	星	野	孝	行		
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事務	局	長	梅	澤	康	明		
給食センター	所	長	三	浦	さ	く	子		
会	計	管	理	者	戸	丸	徳	子	

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	篤	保
係	長	小	林	由	里		

議長（千明道太君） ただいまから、令和4年第5回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 鹿野一郎君及び5番
北澤佳子君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（千明道太君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月9日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月9日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（千明道太君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定によ
り、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。
次に、議員派遣の件を報告します。
会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、お手元に配付してあります派遣
報告書のとおり議員を派遣しましたので、ご報告します。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣

議長（千明道太君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第5 一般質問

議長(千明道太君) 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

1番、萩原和典君。

1番(萩原和典君) 1番。

議長(千明道太君) 1番。

(1番 萩原和典君登壇)

1番(萩原和典君) 新型コロナの影響が続いている中ですが、行動制限もなく、片品村にも観光客を初め来訪される方が増え、にぎわいも戻ってきました。今後は、感染者の減少と薬の承認に期待したいと思います。

また、東北、北陸などの地域では、梅雨明け後に線状降水帯による大雨により、河川の氾濫など甚大な被害が発生しました。被害地域の皆様に心よりのお見舞いと一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

片品村では幸いにも影響はありませんでしたが、これから台風シーズンを迎えます。万が一に備え、危機感を持っていきたいと思っています。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

(1番 萩原和典君 質問席に着席)

議長（千明道太君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

1 番（萩原和典君） 議長。

議長（千明道太君） 1 番。

1 番（萩原和典君） 1 番。

それでは、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者が高止まりする中、夏休み直前の7月14日に岸田首相が、「新たな行動制限は考えていない」と表明されました。その言葉にほとんどの観光事業者が、今年の夏休みは大丈夫だと安堵したと思います。片品村でも尾瀬の入山客や行楽客が増え、道の駅でも駐車場が満車になるなど、コロナ前の状況に近づいてきたように見えます。ただ、各地区の旅館等では、コロナ前の夏休みは多くの学生でにぎわい、活気がありましたが、今年も静かな夏休みとなりました。行動制限はされていないはずですが、夏休みが近づくにつれ、多くの宿泊施設で、主に中学、高校、大学の団体合宿のキャンセルが出てきたと聞きました。8月に入っても、直前でのキャンセルが相次いでいる状況だったそうです。

1年の中でも一番の稼ぎ時である夏休みが、これで3年続けて影響を受けました。コロナが理由の合宿等の場合、キャンセル料も取りにくい状況です。また、合宿の受入れ準備を整えた状況から一般客の受入れ態勢をつくるには、時間もなく難しいため、県が行っている愛郷ぐんまの旅行支援も利用が限られます。国や県では、宿泊業に対しては県民割等で支援している状況だと考えていると思いますが、合宿等を受入れている旅館には支援が届いていません。片品村同様の合宿を多く受入れている自治体とも協力し、群馬県や国に対して支援の要請も必要と考えます。また、片品村としてできる支援、対策等をご検討いただきたいと思います。

旅館組合連合会では、片品村と災害時における片品村宿泊施設臨時避難所開設業務に関する協定書を令和2年に締結し、災害発生時に支援・協力する体制を整えました。また、東日本大震災のときには、片品村は要請に応え、積極的に被災者の受入れにも協力してきました。3年目となったコロナの影響で、その観光宿泊業が非常に厳しい状況となっています。村としての対策等をお聞かせください。よろしく願います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの萩原和典議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に国内で初めて感染者が確認をされ、3月には全国の新規陽性者が初めて100人を超え、4月7日からは、緊急事態宣言が発出されました。政府は、人と人との接触機会を8割に削減する目標を掲げ、全国の知事からは、飲食店を初めとして幅広い業種に休業要請が出され、イベントの中止や延期などの対応が主催者に求められました。

片品村においても、2月28日から開催予定でありました全日本マスターズスキー選手権尾瀬片品大会の中止を、急遽、余儀なくされました。

その後、感染者数は、減少、拡大を繰り返し、現在、第7波を迎え、全国の1日の感染者は20万人を超える勢いです。議員ご指摘のとおり、片品村においても各産業で多大な影響を受け、宿泊施設も深刻な状況が続いています。村内宿泊者数は観光協会によると、コロナ影響前と比較し、令和2年度については2割程度、令和3年度は3割程度まで減少しているとのこと。また、今年度については、日帰りの来訪者は回復傾向にありますが、最近の新規感染者の高止まりのため、団体のキャンセルが増えているということです。

これまで片品村が実施した支援事業については、全村民を対象にしたものでは、令和2年にプレミアム商品券の発行、水道基本料金の免除、商品券の配布、令和3年には商品券及び燃料券の配布、令和4年では商品券の配布と、今後予定しているものでは、水道基本料金の免除があります。また、宿泊施設を対象とするものとしては、令和2年度に事業者応援給付金を事業種ごとに給付し、そのうち、宿泊事業者においては、客室数に応じ、最少でも20万円を給付させていただいています。さらに、宿泊チケットの販売や固定資産税の減免、令和3年度には2度目となる事業者応援給付金の支給と感染防止対策支援、また、誘客支援として、愛郷ぐんま事業と連携した商品券付与事業の3度目を現在実施し、実施期間を愛郷ぐんま事業の延長に伴い1か月間延長して、9月末までとしているところでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響は続くものとして、継続した支援は必要です。先日の山本知事の定例会見では、県としては、国の全国旅行支援を実施するまでの間、切れ目なく事業者支援をしていきたいと説明しており、引き続き県と連携をして取り組んでいきたいと思っております。他の自治体の宿泊事業者への支援の例としては、伊香保町では、国の事業復活支援金の採択事業者に対して、採択金額の10分の1を支援しています。支援金は、1事業者数万円程度だということです。また、みなかみ町では、ワクチン接種について町外で接種する場合には、旅費、昼食代の支援を行っています。

今後も引き続き、片品村全体の状況を確認し、適切な支援策を検討していきたいと考えています。片品村と同じような合宿などの団体の利用者が多い他の自治体の状況も確認し、協力しながら、国や県からの支援が可能かなども検討していかなければと思っております。旅館組合連合会には災害時の協力をいただけるよう協定を締結させていただいているところでもあります。

片品村としても、今年度実施しているかたしな満喫ツアー事業の結果なども考慮し、宿泊利用者が増えるような取組を継続して実施していかなければと考えております。

これからの紅葉シーズンを前に、片品村の魅力を感じてもらえるよう情報発信をさらに強化し、関係機関、協定を締結している株式会社JTBなどの協力も得ながら、検討していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

1番（萩原和典君） 議長。

議長（千明道太君） 1番。

1番（萩原和典君） 1番。

今回は、岸田首相の答弁に対し、文科省の管轄である中学、高校、大学において行動制限が取られるという矛盾が起きました。最近の感染者数の増加を見れば、各学校、団体がキャンセルなどの対応を取ることは当然のことだと思います。改めて、国・県などへの支援の要請と村としての支援をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千明道太君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第32号 片品村庁舎建設基金条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第6、議案第32号 片品村庁舎建設基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第32号 片品村庁舎建設基金条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

現在の役場庁舎は、昭和53年の建設以来、築43年以上が経過し、老朽化が著しく、また、近年の大規模災害の頻発からも庁舎建設の検討は避けられず、基金を設け将来に備えるため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。
総務課長、倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。
（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、議案第32号 片品村庁舎建設基金条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号 片品村庁舎建設基金条例の制定については、原案のとおり
可決されました。

日程第7 議案第33号 片品村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第7、議案第33号 片品村企業版ふるさと納税基金条例の制
定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第33号 片品村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

当村には、尾瀬や丸沼、武尊以外にも人・水・空気など豊かな地域資源を有しますが、さらに村内外の方に周知し、後世までの持続可能なむらづくりを進めていくために、賛同していただける企業からの寄附を募り、その財源とするため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第33号 片品村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 片品村企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第8、議案第34号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第34号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が本年10月1日から施行予定であり、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件についても、国家公務員との権衡を踏まえることが求められていることから、国家公務員の措置に準じて、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とすること、また、育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日までに拡大する措置等を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和4年10月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第9、議案第35号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第35号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員等共済組合法の改正に伴い、給与から控除する旨の規定を条例に設けるため、条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。
総務課長、倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。
(詳細説明)

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。
これから、議案第35号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第10 議案第36号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例について**

議長（千明道太君） 日程第10、議案第36号 片品村フルタイム会計年度任用職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第36号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、給与から共済組合に関するものを控除する旨の規定を条例に追加するため、条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、倉田秀和君。

総務課長（倉田秀和君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第36号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 片品村税条例等の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第11、議案第37号 片品村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第37号 片品村税条例等の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

住民税、固定資産税の改正については、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長、星野孝行君。

住民課長(星野孝行君) はい、住民課長。

(詳細説明)

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第37号 片品村税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 片品村税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第11、議案第37号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第38号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、農業委員会法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、委員の定数14人を8人に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、令和4年10月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第38号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 片品村農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第39号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第13、議案第39号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第39号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、オートゲートの導入によるICチケット化のため、リフト券の価格単価を上げるものです。

また、半日券を廃止し、新たに5時間券を設定することにより、共通リフト券の運用が可能となります。

従来の枠組みを超えた広域エリアでの連携もでき、お客様へのサービス向上にもつながるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第39号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 片品村営スノーパル・オグナほか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第14 認定第1号 令和3年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 認定第2号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 認定第3号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 認定第4号 令和3年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18 認定第5号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19 認定第6号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（千明道太君） 日程第14、認定第1号 令和3年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、認定第6号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

認定第1号から認定第6号までの令和3年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 令和3年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額44億3,850万5,974円、歳出総額38億7,399万7,367円、差引残額5億6,450万8,607円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税5億5,163万9,353円で全体の12.4%、地方交付税23億884万円、52%、国庫支出金4億4,430万2,099円、10%、県支出金1億7,932万8,504円、4.0%、繰入金6,875万3,062円、1.6%、村債2億8,725万円、6.5%、繰越金1億3,716万6,4

８８円、３．１％であります。

歳出の主なものにつきましては、新型コロナウイルス特別対策事業１億２，３５２万３，６３７円、新型コロナウイルスワクチン集団接種を含む予防接種事業３，８８９万９，９４９円、橋梁整備費が明許繰越分を合わせて９，５７２万８，６００円、観光振興事業１億２，００５万２，４５７円、特別会計への繰出金２億６，４４０万１，０７８円、利根東部衛生施設組合負担金９，９８０万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金１億７，００２万円、地方債の償還金が元金と利子を合わせて、４億６，５５４万９，４７６円であります。

また、令和３年度末の地方債借入残高は４億７，７５０万４，４０１円で、前年度末に比べ、１億９，４４３万３，８１７円の減であります。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費５，０７９万８，０００円と財政調整基金への積立て２億６，０００万円を差し引いた額２億５，３７１万６０７円は、令和４年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第２号 令和３年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額７億３，８４３万３，２３２円、歳出総額７億１，６４５万８，０６６円、差引残額２，１９７万５，１６６円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税１億５，３４２万７，５０７円で全体の２０．８％、県支出金５億５９２万９，９２７円、６８．５％、繰入金６，６１８万６，０４２円、９．０％であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費４億８，７９５万４，６８３円で全体の６８．１％、国民健康保険事業納付金１億９，７４６万５，４８７円、２７．６％、保健事業費１，５１０万９，２３５円、２．１％であります。

歳入歳出差引残額から国民健康保険基金への積立て１，１００万円を差し引いた額１，０９７万５，１６６円は、令和４年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第３号 令和３年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額１億８，５５４万４，３１５円、歳出総額１億７，９０６万５，０９２円、差引残額６４７万９，２２３円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料５，９１５万４，８００円で全体の３１．９％、村債９，４３０万円で５０．８％でございます。

歳出につきましては、総務費４，１６６万３，７８５円で全体の２３．３％、施設費１億１，９３１万４，７６８円で６６．６％、公債費１，８０８万６，５３９円で１０．

1%でございます。

また、令和3年度末現在の地方債借入残額は、2億330万1,663円となっております。

歳入歳出差引残額の647万9,223円を令和4年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第4号 令和3年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6億3,029万8,537円、歳出総額6億145万8,234円、差引残額2,884万303円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億2,117万7,900円で全体の19.2%、国庫支出金1億5,566万8,522円、24.7%、支払基金交付金1億5,634万6,401円、24.8%、県支出金8,949万4,000円、14.2%、繰入金9,546万6,800円、15.1%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費5億4,221万4,572円で、全体の90.1%であります。

歳入歳出差引残額から介護給付費準備基金への積立て1,443万円を差し引いた額1,441万303円は、令和4年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第5号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億4,311万6,788円、歳出総額1億3,108万719円、差引残額1,203万6,069円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金7,434万2,000円で全体の52%、使用料及び手数料1,486万2,800円で、10.4%でございます。

歳出につきましては、建設費4,983万6,861円で全体の38%、施設費2,942万9,794円で22.5%、公債費2,892万6,572円で、22.1%でございます。

また、令和3年度末現在の地方債借入残額は、2億8,002万7,305円となっております。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費181万1,000円を差し引いた額、1,022万5,069円を令和4年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第6号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

提案の説明を申し上げます。

歳入総額5,905万4,385円、歳出総額5,846万5,228円、差引残額58万9,157円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,406万2,200円で全体の57.7%、一般会計繰入金2,045万1,236円、34.6%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費546万9,174円で全体の9.3%、後期高齢者医療広域連合納付金5,271万9,436円、90.2%であります。

歳入歳出差引残額の58万9,157円は、令和4年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで、決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 桑原健一郎君。

代表監査委員（桑原健一郎君） はい、代表監査委員。

議長（千明道太君） 代表監査委員。

代表監査委員（桑原健一郎君） 命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と5つの特別会計決算の審査報告を簡単に申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年8月22日、役場2階相談室において、飯塚監査委員と2人で、令和3年度一般会計及び5つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。

その意見については、次のとおりであります。

審査結果の総括意見としましては、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は的確であるか、計数に誤りはないか、予算措置及びその執行は適切か、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整理され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

なお、意見書に記載してあります収支決算額等の朗読は省略させていただきます。

まず、一般会計についてですが、歳入歳出差引額は5億6,450万8,607円で、翌年度へ繰り越すべき財源が5,079万8,000円あるため、実質収支額は5億1,

371万607円で、さらに基金繰入れを2億6,000万円行っているため、翌年度への繰越額は2億5,371万607円となりました。

村税の収入については5億5,163万9,353円で、昨年度より3,618万769円の減収となっています。軽自動車税は16万4,150円の増収でありましたが、村民税が2,958万5,382円の大幅な減収、固定資産税が596万9,463円の減収、入湯税が31万2,600円の減収となっています。

地方交付税については23億884万円で、前年度より2億9,258万6,000円の大幅な増収となっており、歳入総額の52.0%を占めています。

国庫支出金については4億4,430万2,099円で、4億1,469万8,085円の大幅な減収でした。

県支出金については1億7,932万8,504円で、852万9,091円の増収となりました。

村債として2億8,725万円を借り入れ、村道須賀川・築地線落石防止柵設置工事、細工屋橋橋梁長寿命化対策工事、村道及び林道の維持修繕工事、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業などのハード事業のほか、スクールバス管理運営事業などのソフト事業にも充当されています。

当年度は地方交付税が大幅増となったことや観光施設の事業収入が見込みより多かったこと、そして、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、イベント等が実施できなかったことなどの理由で、余剰金が生まれています。

なお、令和3年度末の村債未償還元金現在高は46億7,750万4,401円であり、3月末の基金現在高は22億3,624万2,531円となっています。

次に、財政の推移であります。3か年の状況を表にして記載してありますので、参考にさせていただきたいと思えます。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組み、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額で前年度より3,618万769円の減収となっています。収納率は81.0%であり、前年度より0.9ポイントの減であります。収入未済額は1億2,333万2,818円と前年度より504万9,321円の減となっています。

村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

今後も早期の滞納整理など適切な処理を行い、自主財源の確保を切望します。厳しい財政状況の中、また、限られた予算の範囲で継続事業や住民生活に密着した事業に加え、新型コロナウイルス感染症対応事業なども重点に行っており、今後も効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差引額2,197万5,166円で、基金繰入れは1,100万円行ったため、1,097万5,166円が翌年度への繰越額で

あり、基金の決算年度末現在高は1億5,360万864円であります。

国保税の収納率は81.8%であり、前年度より0.4ポイント低くなっていますが、これからも滞納整理等を積極的に行い、未収金の解消に努め、自主財源の確保に向け、さらに努力をお願いします。

なお、療養諸費に対する1人当たりの保険者負担分は27万4,348円で、前年度より2万9,522円増加しています。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化、医薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されます。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素であります。片品村が行っている総合健診の受診や健康指導部門との連携等を図り、健康寿命の向上を目指して、「健康片品」のために尽力をお願いします。

次に、簡易水道事業特別会計です。

差引額646万9,223円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は4,100万円であります。

なお、水道料の収納率は74.6%であり、前年度より2.8ポイント高くなっておりますが、これからも堅実な運営を図るため、未収金の解消に一層の努力をお願いします。

次に、介護保険特別会計です。

差引額が2,884万303円で、基金繰入れを1,443万円行ったため、翌年度への繰越額は1,441万303円で、基金の決算年度末現在高は1億4,463万3,481円であります。

急速に高齢化が進む中、高齢者に対する介護の問題は大きな課題となっています。要介護、要支援の認定は年々増加の傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化し、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定化を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生を全うできるよう、介護サービスの充実に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業等特別会計です。

差引額は1,203万6,069円で、翌年度に繰り越すべき財源は181万1,000円あるため、1,022万5,069円が翌年度への繰越額であります。

予算額のうち、下水道施設建設費の1億9,655万6,000円が翌年度に繰り越されました。

下水道事業会計の健全な運営には、下水道への加入推進を図り、使用料収入の増収が必要不可欠であります。加入率は64.8%で、前年度より0.8ポイントの微増で、依然として低いため、適切な対応を望むものであります。

住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から、下水道事業区域外の整備計画も同時に進め、村全体の整備が進むことを望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差引額58万9,157円が翌年度への繰越額であります。

令和4年3月末現在での被保険者は861人で、引き続き被保険者の適切な医療確保を

図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努め、健康の保持増進を図るため、この保健事業を実施してください。

また、参考として、5特別会計への一般会計からの繰入金の表を入れておきましたので、参考としてください。

最後に、結論としまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理され、会計経理は適正であり、おおむね良好と認めます。

財政については、令和3年片品村健全化判断比率等について、決算終了後、審査を行い、片品村のそれぞれの比率について、早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため、健全な財政であると思います。

また、自主財源の厳しい財政状況の中ではありますが、村道の改修や維持修繕、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業など、むらづくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の保健衛生事業、数多くの新型コロナウイルス感染症対応事業など、村民に密着した事業が行われたことは村民の生活や福祉の向上に貢献したものと考えます。

財政運営の歳入については、村税、公共料金などの収入未済額の処理は所管課により適切に対処をいただいているところではありますが、村税や公共料金などの収入未済についてについては、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取組について、さらに努力をしてください。村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、武尊牧場観光施設とスノーパル・オグナほたかスキー場事業をこれまでと同様に指定管理者により行っており、コロナ禍の大変厳しい状況にあっても、一定の成果が見られました。道の駅尾瀬かたしなを含めた中で、今後も指定管理者を初めとする関係各位の連絡や協議を密にいただき、アフターコロナに向けて、引き続き努力をお願いします。

行政改革、地方分権、少子高齢化への対応として、住民福祉の拡充、新型コロナウイルス感染症対策など様々な問題が山積する中ではありますが、村民のニーズを把握して、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心がけ、住民福祉の向上や明るく活気あるむらづくりのための施策を望むものであります。

また、役場職員個々の資質向上を図り、厳しい時代だからこそ、住民の期待に応える行政執行がなされるよう、一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事業執行に尽力された各位に深く敬意を表し、報告とします。

議長（千明道太君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第6号までの質疑以降については、後日の本会議にて審議します。

日程第20 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（千明道太君） 日程第20、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは令和4年度片品村一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,810万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億139万2,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税と県支出金の増額で、歳出につきましては、民生費と商工費の増額であります。

補正の内容ですが、民生費については、片品保育所の各クラスにエアコンがなく、近年の猛暑に対応するため、エアコンの設置工事費を予算措置し、商工費については村内経済の活性化のため、群馬県が実施している愛郷ぐんまプロジェクトに連携し、村内で使える商品券の付与事業を実施するための予算措置であります。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第21 報告第5号 財政の健全化判断比率等について

議長（千明道太君） 日程第21、報告第5号 財政の健全化判断比率等についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第5号 財政の健全化判断比率等について、提案の説明を申し上げます。

平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、関係書類を提出し、報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないため比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては、4.9%でした。

将来負担比率につきましては、算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和4年8月22日に片品村監査委員による審査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第22 報告第6号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（千明道太君） 日程第22、報告第6号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第6号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げますのでございます。

今回提出した関係書類につきましては、令和4年6月22日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第23 同意第1号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（千明道太君） 日程第23、同意第2号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第2号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

片品村固定資産評価審査委員会委員の星野幸男氏が令和4年9月30日で任期満了となります。

つきましては、星野幸男氏を委員に再選任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

星野幸男氏については、人格及び識見共に適任者であると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、同意第2号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 片品村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24 議案第40号 令和4年度片品村一般会計補正予算(第4号)について

日程第25 議案第41号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第26 議案第42号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第27 議案第43号 令和4年度片品村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第28 議案第44号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)について

日程第29 議案第45号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議長(千明道太君) 日程第24、議案第40号 令和4年度片品村一般会計補正予算(第4号)についてから日程第29、議案第45号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(千明道太君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第40号から議案第45号までの令和4年度片品村一般会計及び各特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第40号 令和4年度片品村一般会計補正予算(第4号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,679万8,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,819万円にお願いをするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金、前年度繰越金等の増額及び村債の減額であります。

歳出につきましては、総務費、衛生費、商工費、土木費等の増額で、庁舎建設基金積立金、新型コロナウイルス5回目の集団接種、村有観光施設の施設整備に係る諸事業が主なものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第41号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011万1,000円をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,663万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金と諸収入の増額であります。

歳出にの主なものにつきましては、基金積立金、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第42号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,997万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症支援対策として水道使用料の減額、事業に伴う一般会計からの繰入金及び前年度繰越金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第43号 令和4年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,509万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,470万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第44号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,141万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,425万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金及び村債の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び建設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第45号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,678万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金及び諸収入の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 議案第40号から議案第45号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（千明道太君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時29分 散会